

令和 5 年 2 月 2 日
澁澤健保発第 4-46 号

事 業 主 各 位

澁澤健康保険組合

被保険者・被扶養者の検認実施の件

日頃より、澁澤健康保険組合の事業運営にご協力を賜りありがとうございます。
この度、当組合では厚生労働省の指導の下、検認（被扶養者の収入状況の現況確認）を実施いたしますので、下記要領に従い、各被保険者への周知徹底につき宜しくご配慮をお願い申し上げます。

記

☆被扶養者の検認

法令に従い、被扶養者のいる被保険者につきまして、被扶養者認定の“適・否”の*検認を行います。（対象：被扶養者全員）*検認とは、被扶養者の収入状況などの現況を確認することで、当該被保険者証が有効であるか否かの確認を行う作業をいいます。

- (1) **令和 4 年 12 月末日現在**登録されている被保険者および被扶養者のデータを出力した「調書」を送付しますので、被保険者各人に配布願います。
- (2) 被保険者は「調書」の内容を確認したうえで、「調書の内容について」欄の「訂正あり」または「訂正なし」に○をして、必ず本人が確認欄に押印するよう、ご指示願います。
- (3) 被扶養者のいる被保険者につきましては、当該認定条件（下記 1、2、3 参照）に基づき被扶養者の再認定を行いますので、必要書類（下記 4 参照）と「調書」をセットで提出できるようご手配願います。☆必要書類につきましては、別添えの【検認必要書類について】フローチャートをご参照ください。

なお、令和 5 年 1 月 1 日以降に資格を認定された方は、今回の検認の対象ではないため、ご回答の必要はありません。

- (4) 新規に被扶養者の認定を申請する場合は、「被扶養者の異動」扱いとなります。
この場合、認定上の必要書類（下記 4.参照）を添付の上、別途「被扶養者（異動）届」および「マイナンバー届」を提出してください。認定審査後に“適”とされた方には、新規の被保険者証を送付いたします。
- (5) 「調書」と必要書類は、**令和 5 年 3 月 31 日（金）**までに、必ず事業主を経由して健保組合に提出願います。
- (6) 各事業主には「調書」プルーフ・チェックリスト（一覧表）を送付しますので、確認作業用にご使用ください。

1. 被扶養者の認定条件

- (1) その家族が健康保険法に定める被扶養者の範囲（下記 2.参照）であること。
- (2) 被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由があること。
- (3) 被保険者により、その家族を経済的に主として扶養している事実があること。
- (4) 被保険者には継続的にその家族を養う経済的扶養能力があること。
- (5) その家族の年収は被保険者の年収の 1/2 未満であること。
- (6) その家族の年収には、事業収入、不動産収入、雇用保険の失業給付、他の健康保険の傷病手当金、公的年金などが含まれる。

2. 被扶養者の範囲

健康保険に加入する家族を「被扶養者」といいます。法令により次に掲げる者が、被扶養者とされています。

- (1) 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持している事実がある者
- (2) 被保険者の三親等以内の親族で上記（1）に掲げる者以外の者であって、その被保険者と同一の世帯に属し（同居）、主としてその被保険者により生計を維持している事実がある者

3. 生計維持関係など

- (1) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属する場合には、認定対象者の年間収入が 130 万円未満（認定対象者が 60 歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合には 180 万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満である場合は原則として被扶養者に該当するものとする。

ただし、年間収入が 130 万円を超えるものであっても、現時点で無職または収入が基準範囲内であることが立証される場合には、※「被扶養者状況届」に記入して必要書類と一緒に提出してください。（必要書類とは、退職日の記載された源泉徴収票・離職票の写し、または直近 3 ヶ月分の給与明細の写し等。）

※「被扶養者状況届」の用紙は、澁澤健康保険組合ホームページの申請書類一覧⇒「扶養」から印刷出来ます。

- (2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、認定対象者の年間収入が 130 万円未満（認定対象者が 60 歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合には 180 万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。
- (3) 被扶養者の資格として、通例、配偶者、満 16 歳未満または満 60 歳以上であること

を要するといわれておりますが、これは「被保険者によって生計を維持する者とは、通例、配偶者、満 16 歳未満の子および孫、満 60 歳以上の父母、祖父母ならびに障害者と考えられるので、それ以外の者については、特に厳格に取扱うこと」と厚労省の通達が出されていることによります。したがって、それ以外の者については、通常、労働力があり、自ら収入を得ることができるので、被扶養者認定にあつては、特に生計維持関係を厳格に審査し、事実確認をしたうえで認定すべきであるとされています。

さらに、厚労省の定期監査において、認定基準の曖昧さや認定に要する添付書類の不備を指摘されている組合が多く、当組合においても厚労省の指導に従い「認定基準の確認」を厳格に行うことといたします。

4. 証明書などの確認書類（別表）

- (1) 配偶者を含め満 16 歳以上 60 歳未満の者については、一応就労可能年齢にある者として取り扱うので、学生については在学証明書または学生証（写）、無職の者は、直近の（非）課税証明書【令和 4 年度（令和 3 年 1 月～12 月分所得分）となります。】、収入（年間 130 万円未満）の者は源泉徴収票（写）または直近の（非）課税証明書【令和 4 年度（令和 3 年 1 月～12 月分所得分）となります。】（在住区市町村発行のもの）
- (2) 満 60 歳以上、またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者で年間収入が 180 万円未満の者は、直近の（非）課税証明書【令和 4 年度（令和 3 年 1 月～12 月分所得分）となります。】（在住区市町村発行のもの）
- (3) 同一の世帯に属していることを証明する必要がある者は、世帯全員の住民票（写）
⇒世帯全員の住民票は、同一世帯で、他に生計を共にしている方の有無を確認するために必要となります。
- (4) 被保険者との一定の親族関係を証明する必要がある者は、戸籍謄本（写）
⇒被保険者と別世帯に居住する家族との続柄を確認する書類として必要です。
（ただし、住民票で続柄等が確認できる場合は、戸籍謄本等は不要です。）
- (5) 別居している父母、兄弟姉妹、孫については、被保険者自身からの生計費の仕送り送金を確認できる金融機関の振込証明書（6 ヶ月分）、預金通帳（写）等
⇒実際にその家族の生計が被保険者からの仕送りによって維持されていることを確認するために必要な書類です。仕送りの事実が確認できない場合や、仕送り金額が生計維持に満たないと判断される場合には、扶養認定が不可となります。

☆詳しくは、別添の「検認必要書類について」フローチャートをご参照ください。

以 上

添付書類一覧※

区 分	同居・別居 の区分	※ ¹ 住居地の確 認できるもの (住民票等)	※ ² 親族関係が確 認できるもの (戸籍謄本等)	※ ³ (非) 課税 証明書	※ ⁴ 仕送り 証明書
同居していなくても認められる人					
父母 または祖父母	同 居	◎	◎	◎	
	別 居	◎	◎	◎	◎
配偶者 または子（16 才以上）	同 居			○	
	別 居			○	
兄弟姉妹 または孫	同 居	◎	◎	○	
	別 居	◎	◎	○	◎
同居していなければ認められない人					
義父母または甥・姪など	同 居	◎	◎	◎	

☆年金受給者は直近の年金振込（支払）通知書（写）を添付してください。

◎印は必ず添付してください。

（ただし、住民票で続柄等が確認できる場合には、戸籍謄本等の提出は不要です。）

○印は学生の場合は不要です。

なお、16 歳以上で学生（高校生以上）の場合は在学証明書または学生証（写）、
無職の場合は※³ 直近の（非）課税証明書【令和 4 年度（令和 3 年 1 月～12 月所得分）と
なります。】、年間収入 130 万円未満（60 歳以上の方で年間 180 万円未満）の場合は、源泉徴
収票（写）または※³ 直近の（非）課税証明書【令和 4 年度（令和 3 年 1 月～12 月所得分）
となります。】を添付してください。令和 4 年度地方税決定通知書（写）【令和 4 年度（令和 3
年 1 月～12 月所得分）でも可とします。

※¹ 住民票は同一世帯全員のを添付してください。

※² 戸籍謄本は対象扶養者全員のを添付してください。

※³ 直近の（非）課税証明書【令和 4 年度（令和 3 年 1 月～12 月所得分）となります。】は
在住区市町村発行のを添付してください。

※⁴ 仕送り証明書とは、生計費の仕送り送金を確認できる金融機関の振込証明書（6 ヶ月分）、
預金通帳（写）などです。

上記添付書類は（写）でも可とします。

※添付書類は「マイナンバーなし」のものにしてください。